

## 平成30年7月豪雨に係る岡山県災害復興住宅 建設資金等利子補給補助制度について

県は、昨年7月の豪雨災害により住宅を失った方々に対し、応急仮設住宅の供与などにより緊急的な支援を行ってきたが、昨年度末でその受付が終了した。

今後は、被災者の速やかな住宅再建に向けての取組を支援するため、県内で金融機関からの融資を受けて住宅の復旧を行う被災者に対し市町村が利子補給を行えるよう、県がその費用の一部を補助する利子補給補助制度を創設するものである。

- 1 利子補給の実施主体 平成30年7月豪雨災害により被害を受けた市町村
- 2 市町村への補助率 1/2
- 3 利子補給補助期間 10年間
- 4 補助対象となる融資 金融機関による資金融資で、被災日から2年間までの申込みに対するもの
- 5 補助対象となる主な融資限度額及び融資金利

補助対象	主な融資限度額	融資金利
建設・新築購入又は中古購入	建設資金 16,500千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,400千円	年0.63%以内
	リバースモーゲージ 建設資金 21,600千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,400千円	
補修	補修資金 7,300千円 整地資金 4,400千円	年0.63%以内
	リバースモーゲージ 補修資金 7,300千円 整地資金 4,400千円	

- ※1 リバースモーゲージとは、自宅を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受ける、高齢者向けの融資制度である。
- ※2 融資限度額及び融資金利は、災害復興住宅融資制度を設けて被災者向けの融資を行っている公的機関である住宅金融支援機構の融資制度に準じている。
- ※3 融資金利は、発災以降適用された住宅金融支援機構の融資金利のうち、最大の利率としている。